

地域包括支援センター担当圏域の見直しについて

1 次期計画における担当圏域設定の考え方について

現在の地域包括支援センター(以下「センター」という。)の担当圏域は、3,000人から6,000人という、国が定める高齢者人口の基準*を基本とし、日常生活圏域(=中学校区)を踏まえながら設定している。

次期高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)においても、現行と同じく中学校区を日常生活圏域とする方針であること等を鑑み、これまでの考え方を踏襲して各センターの担当圏域を設定する方針とする。

※国が定める高齢者人口の基準・・・地域包括支援センターの担当区域における第一号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき常勤・専従職員数は、保健師1人、社会福祉士1人、主任介護支援専門員1人とする。(介護保険法施行規則第140条の66第1項)

2 担当圏域見直しの基本方針について

次期計画における担当圏域の設定にあたっては、平成23年度に見直しを行った際の方針を参考に、次の(1)～(4)を基本方針とした上で、担当するセンターが変更となるとき住民への影響や町内会をはじめとする地域組織との関係、市の財政負担への影響などを考慮して検討するものとする。

- (1) 担当圏域内の高齢者人口が、国が定める高齢者人口の基準(以下「国基準」という。)の上限を超えるときは、国基準に合わせた担当圏域の設定となるよう見直しを行う。
- (2) 担当圏域内に複数の日常生活圏域を有しているものが国基準の上限を超えるときは、日常生活圏域ごとに分割することを基本とし、小学校区や地理的要因、地域組織の担当区域等を勘案して分割する。
ただし、分割することで、高齢者人口が国基準に満たない圏域が生じる場合は、配置職員の増による対応を含めた見直しを行う。
- (3) 担当圏域が日常生活圏域と同一のものが国基準の上限を超えるときは、配置職員の増により対応することを基本とする。
ただし、要支援認定者数が著しく多いなどの状況から、配置職員の増による対応では担当圏域全体へのきめ細かな対応が困難であると見込まれる場合は、圏域の分割を含めた見直しを行う。
- (4) この他、担当圏域内の高齢者人口が国基準の上限を超えていないものの、当該地域の高齢者を取り巻く状況や、地域組織との関係等から、早急な見直しが必要であると判断される場合には、上記に準じて圏域の見直しを行う。

【参考】これまでの圏域見直しの経過について

平成18年度～平成20年度:41センター

平成21年度～平成23年度:44センター(+3センター)

平成24年度～平成26年度:49センター(+5センター)